

TPP11/日EU・EPA発効2年目の状況等について

- 平成30年12月 TPP11 発効
 平成31年 2月 日EU・EPA 発効
 4月 TPP11/日EU・EPA 2年目の水準
- 平成31年 4月 日米間の新たな貿易協定交渉の第1回会合
 ノルウェー（EU非加盟）とのFTA交渉入りに意欲
 日米首脳会談（ワシントン）
 ・米国産農産物に対する市場開放を要求
- 5月 米国側が、脱脂粉乳の輸入枠を求めていることが判明
 安倍首相 経団連総会 「過去の協定で約束したものが最大限と発言」
 トランプ大統領 参院選後に発表と発言
- 6月 日米貿易協定交渉の実務者協議の開催
 日米貿易閣僚級協議の開催
 ・日本政府が、牛肉などの輸入急増を防ぐセーフガードを求めていることが判明
 日米貿易協定 事務局協議の開催
 ・米国側は、日本の農産品関税の引き下げを要求 ⇒ 日本側は、これを拒否
- 8月 農産品・工業品の主要項目で意見の一致（G7：フランス）
 9月末の協定の署名を目指して作業を進めるとされた。

【主な関税率等】

【現在見えている日米貿易協定の状況】

脱脂粉乳・バターの低関税輸入枠の設定なし。

コメの無関税枠はゼロ

牛肉の緊急輸入制限措置(セーフガード)の発動基準数量は、現在の水準を維持

農業支援策の拡充（本年度補正予算対応から）

9月25日に署名予定

品目	基本関税	2019.4～	2020.4～	最終
米 (豪州)	778%	無関税枠 6,000ト	6,000ト	2030.4～ 8,400ト
小麦 (マークアップ上限)	55円/kg	15.3円 /kg	14.5円 /kg	2026.4～ 9.4円/kg
		15.1円 /kg	14.2円 /kg	8.5円/kg
上段		ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター、 ウエスタン・ホワイト、 カナディアン・ウエスタン・レッド・スプリング、 オーストラリア・スタンダード・ホワイト		
下段		その他		
豪州	輸入枠	40,000ト	42,000ト	50,000ト
カナダ		42,167ト	42,167ト	53,000ト
牛肉	38%	26.6%	25.8%	2033.4～ 9.0%

【牛肉の輸入動向】

(単位：千ト、%)

年度	T P P 外		T P P 1 1 加盟国						総量	
	米国		カナダ		豪州		N Z			
	輸入量	前年比	輸入量	前年比	輸入量	前年比	輸入量	前年比	輸入量	前年比
2014	186	95.1	16	129.3	277	99.7	23	82.5	516	96.5
2015	164	84.9	9	54.6	289	104.5	15	62.4	487	94.4
2016	207	102.9	15	170.9	278	96.0	18	120.9	526	107.9
2017	231	111.2	18	124.1	298	107.3	13	76.2	572	108.8
2018	254	110.3	25	136.3	310	104.1	16	122.7	620	108.4
2019 (4~6月)	65	97.7	10.8	168.8	77.4	93.1	5.3	115.8	163	99.7

資料：独立行政法人 農畜産振興機構

【牛枝肉の規格別卸売価格（東京市場）】

(単位：円/kg 上段 価格 下段 前年比)

年度	和牛メス		和牛去勢		乳牛メス	乳牛去勢	F1メス	F1去勢
	A 5	A 4	A 5	A 4	C 2	B 3	B 3	B 3
2014	2,502 106.6%	2,095 107.9%	2,282 106.7%	2,037 107.9%	647 123.7%	948 108.2%	1,308 108.4%	1,351 108.2%
2015	2,804 112.1%	2,476 118.2%	2,634 115.4%	2,446 120.1%	787 121.5%	1,153 121.7%	1,616 123.5%	1,668 123.5%
2016	3,081 109.9%	2,655 107.2%	2,854 108.4%	2,587 105.8%	678 86.1%	1,105 95.8%	1,614 99.9%	1,670 100.1%
2017	3,061 99.3%	2,530 95.3%	2,798 98.0%	2,447 94.6%	598 88.2%	1,056 95.6%	1,398 86.6%	1,454 87.1%
2018	3,095 101.1%	2,556 101.0%	2,818 100.7%	2,494 101.9%	636 106.5%	1,109 105.0%	1,538 110.0%	1,576 108.4%
2019 (4~7月)	2,953 97.3%	2,464 98.7%	2,734 98.2%	2,412 99.6%	730 116.4%	1,214 109.4%	1,601 110.3%	1,640 109.4%

【乳製品の輸入動向】

○ バターの国別輸入量

(単位：上段 トン 下段 前年比 %)

年度	TPP11		他	日EU・EPA				他	合計
	NZ	豪州	米国	フランス	イタリア	ドイツ	デンマーク	その他	
2014	8,320	647	1,328	218	2,971	637	8	59	14,189
	275.7	164.9	577.7	87.8	627.5	-	104.6	535.4	323.5
2015	9,068	445	62	438	1,802	1,328	10	740	13,913
	109.2	68.7	4.7	201.0	60.6	208.4	114.6	1254.2	98.1
2016	6,119	457	11	799	3,249	1,808	27	389	12,860
	67.3	102.7	17.1	182.3	180.3	136.2	281.2	52.6	91.4
2017	5,487	168	46	643	2,326	1,108	35	446	10,259
	89.7	36.8	435.5	80.4	71.6	61.3	126.7	114.6	79.8
2018	11,422	196	493	1,231	3,361	1,654	49	1,207	19,612
	208.2	116.4	101.7	191.5	144.5	149.2	142.9	270.4	191.2
2019 4-7月	4,412	164	521	672	1,569	882	21	648	8,888
	100.8	282.2	443.1	144.3	77.2	110.6	159.5	337.3	110.4

資料：独立行政法人 農畜産振興機構

○ チーズの国別輸入量

(単位：上段 トン 下段 前年比 %)

年度	TPP11		他	日EU・EPA				他	合計
	NZ	豪州	米国	フランス	イタリア	デンマーク	ドイツ	その他	
2014	55,489	78,700	52,169	8,813	8,391	8,261	8,077	16,254	236,152
	89.1	88.3	154.7	96.9	102.8	111.3	111.4	126.9	102.8
2015	57,722	91,693	34,091	9,086	8,756	11,335	13,120	30,485	256,286
	104.0	116.5	65.3	103.1	104.3	137.2	162.4	187.5	108.5
2016	61,476	84,690	27,083	10,018	9,155	13,739	14,700	34,712	255,573
	106.5	92.4	79.4	110.3	104.6	121.2	112.0	113.9	99.7
2017	62,996	82,444	32,776	10,715	9,965	17,342	16,260	43,598	276,096
	102.5	97.3	121.0	107.0	108.8	126.2	110.6	125.6	108.0
2018	61,798	84,944	33,958	11,752	10,572	18,630	18,078	49,542	289,272
	98.1	103.0	103.6	109.7	106.1	107.4	111.2	113.6	104.8
2019 4-5月	24,856	29,082	13,737	3,732	4,021	6,388	6,171	20,108	108,094
	113.2	93.1	112.3	101.0	119.2	96.1	121.7	135.4	109.1

資料：独立行政法人 農畜産振興機構

【日本におけるバター・チーズの消費量】

年	バター		輸入量		チーズ		輸入量	
	千ト	前年比	千ト	輸入比率	千ト	前年比	千ト	輸入比率
2014	75	-	14	18.7	278	-	236	84.9
2015	77	102.7	14	18.2	295	106.1	256	86.8
2016	72	93.5	13	18.1	305	103.4	256	83.9
2017	72	100.0	10	13.9	325	106.6	276	84.9
2018	72	100.0	20	27.8	331	101.8	289	87.3
2019	75	104.2	-	-	340	102.7	-	-

資料：消費量：一般社団法人Jミルク（旧日本酪農乳業協会）

輸入量：独立行政法人 農畜産振興機構

※ 2019年については、U S D A 「Dairy World Markets and Trade」の予測値

【日本国産における生乳販売量】

(単位：ト、%)

年度	生乳販売量		飲用向け処理量		加工原料向け処理量		飲用比率	乳製品比率
		前年比		前年比		前年比		
2014	7,271,366	98.4	3,910,165	98.6	3,361,201	98.1	53.8	46.2
2015	7,351,821	101.1	3,953,352	101.1	3,398,469	101.1	53.8	46.2
2016	7,291,242	99.2	3,989,455	100.9	3,301,787	97.2	54.7	45.3
2017	7,241,659	99.3	3,983,712	99.9	3,257,947	98.7	55.0	45.0
2018	7,237,200	99.9	4,006,025	100.6	3,231,175	99.2	55.4	44.6
2019 4-6月	2,494,357	100.1	1,360,575	98.8	1,133,782	101.8	55.0	45.0

【日本のチーズの需給動向】

(単位：ト、%)

年度	国産		輸入		総消費量		国産比率
		前年比		前年比		前年比	
2014	46,877	96.6	227,656	103.1	298,713	101.0	16.6
2015	45,988	98.1	248,054	109.0	321,096	107.5	15.3
2016	47,314	102.9	246,446	99.4	322,176	100.3	15.7
2017	45,512	96.2	266,980	108.3	339,165	105.3	14.2

資料：一般社団法人Jミルク（旧日本酪農乳業協会）

【輸入小麦の入札価格】

産地国	銘柄	数量	落札価格 (加重平均・税抜き)	【参考値】 左の税込み価格 (税率8%)
アメリカ	WW	63,857	28,870	31,180
	SH	82,740	27,174	29,348
	DNS	68,723		31,044
			28,744	
	小計	215,320	28,178	30,432
カナダ	1CW	93,615	28,922	31,236
	小計	93,615	28,922	31,236
オーストラリア	ASW	79,801	29,098	31,426
	小計	79,801	29,098	31,426
計		388,736	28,546	30,830

食糧小麦 令和元年7月入札分(9月積み/10月到着)

前年同時期の落札価格(上記5銘柄平均)	33,652	36,344
---------------------	--------	--------

資料： 令和元年7月30日 農林水産省 「輸入小麦の入札結果の概要」

☆ 「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)における平成31年産に係る麦、てん菜の数量単価の改定について」
(農林水産省 平成31年1月)

	小麦 円/60kg	二条大麦 円/50kg	六条大麦 円/50kg	はだか麦 円/60kg	てん菜 円/t
現行	6,890	5,460	5,690	8,190	7,180
改訂後	6,940	5,490	5,720	8,230	7,390
差額	+50	+30	+30	+40	+210

☆ 「消費税率改定後の畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の交付単価について」(農林水産省資料)
10月1日以降に申請する場合の交付単価

	小麦 円/60kg	二条大麦 円/50kg	六条大麦 円/50kg	はだか麦 円/60kg	大豆 円/60kg	てん菜 円/t	でん原 馬鈴薯 円/ト	そば 円/45kg	なたね 円/60kg
現行	6,940	5,490	5,720	8,230	9,040	7,390	11,610	16,840	9,920
改訂後	6,960	5,500	5,730	8,240	9,120	7,450	11,670	16,960	9,930
差額	+20	+10	+10	+10	+80	+60	+60	+120	+10

	TPP11の合意内容	日米貿易協定交渉の事実上の大枠合意内容
牛肉	関税率38.5%が発効16年目に9%に 発効2年目の現在は26.6%	TPPと同様の水準に関税を引き下げ 発効初年度の関税率は、TPPの参加国と同等に優遇
牛肉のセーフガード	TPP（米国離脱前）で設定した参加国全体の発動基準数量を適用 2019年度は60万1,800ト、この数量を超えると関税率が38.5%に引き上げられる。	設定する方針 現行では、米国産の牛肉については、四半期毎の累計輸入量が前年同期の17%を上回ると発動され、関税率は50%に引き上げられる。 今回の協定では、近年で最大輸入量だった18年度の25.5万トを基準に、これ未満の基準で米国産の発動基準を設定するものと考えられる。
豚肉	一般的な輸入形態での課税額が、現在の1キロ当たり約23年から段階的に引き下げ。 10年目以降はゼロ	TPPと同水準に関税を引き下げる。
バター 脱脂粉乳	参加国全体で生乳換算7万ト（6年目）の低関税輸入枠を設定	米国から低関税輸入枠を求められていたが、設定せず。
コメ	13年目に豪州に8,400トの無関税輸入枠	TPP（米国離脱前）で設定された無関税枠が復活の可能性。 関係者は、TPPで設定していた最大7万トを減らしたい意向。
小麦	国別輸入枠が7年目にカナダ5万3千ト、豪州5万ト。 事実上の関税（輸入差益：マークアップ）は9年目までに45%削減	国別輸入枠最大15万トが復活の可能性

日米貿易協定の関係

セーフガードの設定基準

米・小麦の枠の設定について 国産農産物の生産量が落ちない対策の構築を求める？

↑ これだと、最初から協定を認めていることになる

↓

そもそも協定結ぶな？ ⇒ 言うのはいいが、意味あるか？

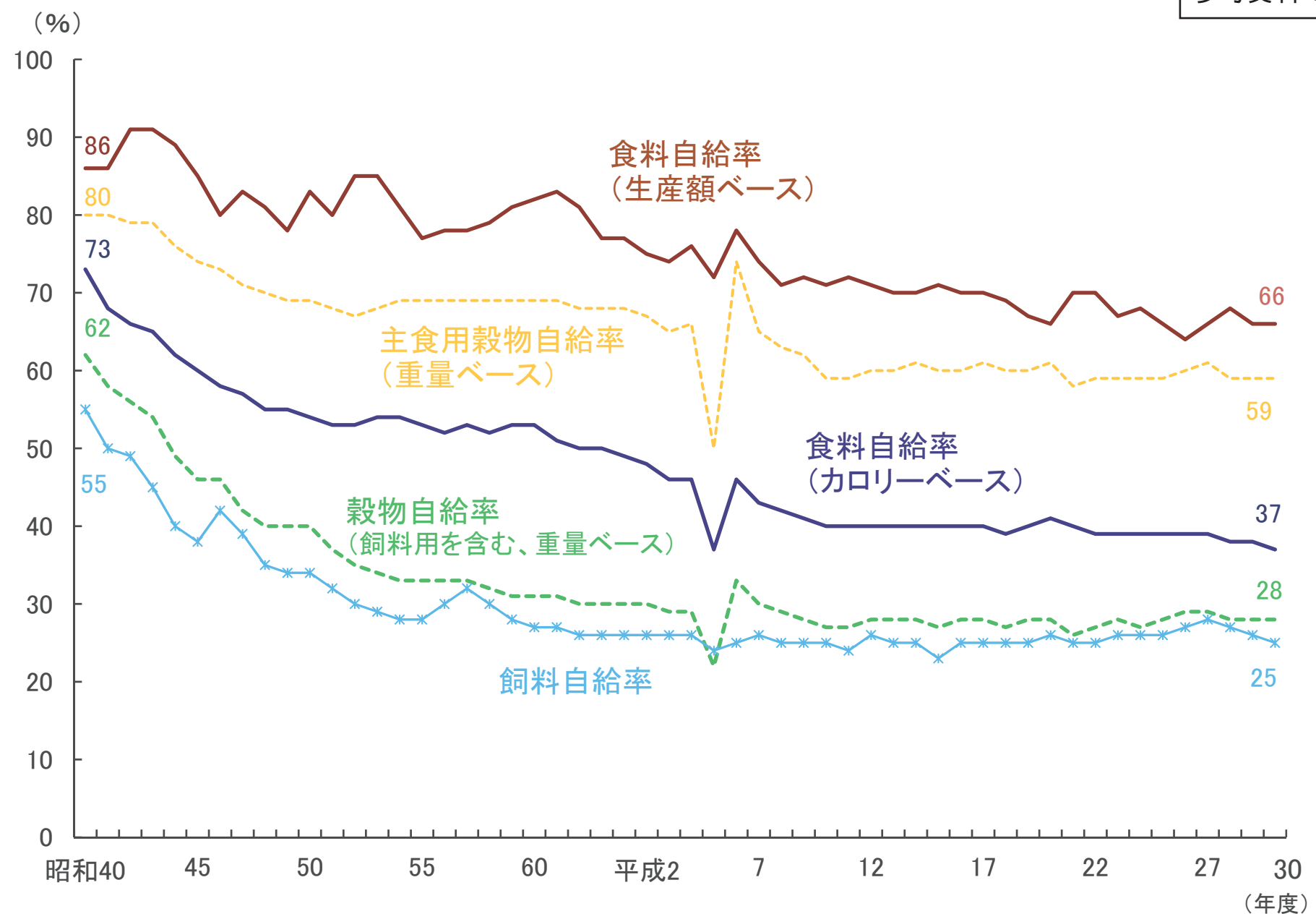
↓

となると、国産農産物の生産量維持の対策
それができない場合は、発効の停止という感じか？

↓

ということで、要請書の表現？

国境措置の確保＋万全の措置



農地の流動化（売買・貸借）の状況

【農地移動の推移】

（単位：ha）

	所有権移転（売買） a				賃借権設定（賃貸借）（純増） b				合計 a + b			
	H26	H27	H28	平均	H26	H27	H28	平均	H26	H27	H28	平均
北海道	17,787 (44.4)	21,622 (53.2)	18,667 (48.8)	19,359 (48.8)	22,302 (55.6)	19,049 (46.8)	19,569 (51.1)	20,307 (51.2)	40,089	40,671	38,236	39,666
都府県	10,177 (14.0)	10,311 (11.4)	10,270 (13.9)	10,253 (13.0)	62,730 (86.0)	79,747 (88.6)	63,686 (86.1)	68,721 (87.0)	72,907	90,058	73,956	78,974
合計	27,964 (29.2)	31,933 (32.3)	28,937 (31.35)	29,612 (30.9)	85,032 (70.8)	98,796 (67.7)	83,255 (68.6)	89,028 (69.1)	112,996	130,729	112,192	118,640

資料：「平成28年農地の権利移動借賃等調査結果の概要」農林水産省

※ 括弧は、売買と賃貸借の合計に対する割合

【北海道と都府県の農地流動化の現状】

- 本道においては、売買による所有権移転は、平均で約2万ha、賃貸借の純増面積も平均で約2万haで拮抗している状況にあり、所有権移転に対する需要が高い。
- 都府県では、売買による所有権移転は、平均で約1万ha、賃貸借の純増面積は平均で約7万haと賃貸借の割合が約9割を占めている状況にあり、所有権移転に対する需要が低い。
- 全国ベースでみた場合、所有権移転の割合は、3割程度であり、賃貸借主体で農地の流動化が行われているとみられることになる。

の者である場合には、遺贈)により同条第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産(同条第五項第三号又は第六項の規定により特例受贈事業用資産とみなされたものを含む、猶予中贈与税額に該当する部分に限る)の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈事業用資産の価額については、当該贈与者から同条第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時(同条第十八項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日)における価額(同条第二項第三号イの特例受贈事業用資産の価額をいう)を基礎として計算するものとする。

2 前条第一項の規定の適用を受ける同条第二号に規定する特例事業受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与が当該特例事業受贈者に係る贈与者の同条第十四項(第三号に係る部分に限る)の規定の適用に係る贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る贈与者」とあるのは「係る前の贈与者(同条第一項の規定の適用を受けた者として政令で定める者に同項の特定事業用資産の贈与をした者をいう。)」と、「当該贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と贈与により取得した者(「前の贈与(同項の規定の適用を受けた者として政令で定める者)に対する当該特例事業用資産の贈与をいう。)」により当該政令で定める者が取得した者」とあるのは「当該前の贈与」とする。

3 第一項前段に規定する特例受贈事業用資産について同項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項(同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む)の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは「財産及び租税特別措置法第七十条の六の九第一項(個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の特例)(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する特例受贈事業用資産を除く」とする。

第七十条の六の十 特例事業用資産を有していた個人として政令で定める者(以下この条において「被相続人」という)から相続又は遺贈によりその事業に係る特例事業用資産の全て(当該特例事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合には、当該被相続人以外の者が有していた共有持分に係る部分を除く)の取得(平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間の取得で、最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日その他の政令で定める日から一年を経過する日までの相続又は遺贈による取得に限る)をした特例事業相続人等が、当該相続に係る相続税の申告書(相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ)の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例事業用資産で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(以下この条において「特例事業用資産」という)に係る納税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税額を前項の相続税額に相当する担保を提供した場合には限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例事業相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特例事業用資産 被相続人(当該被相続人と生計を一にする配偶者その他の親族及びこれらに類するものとして政令で定める者を含む。次号ト及び第七項において同じ)の事業の用に供されていた次に掲げる資産(当該被相続人の前項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書(所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいい、第二十五条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。次項第四号及び第五号において同じ)の貸借対照表に計上されているものに限る)の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいう。

イ 宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいい、財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち政令で定めるものに限る。イにおいて同じ)当該宅地等の面積の合計のうち四百平方メートル(当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした宅地等)については、第六十九条の四第一項の規定の適用を受ける者がいる場合には、同項に規定する小規模宅地等に相当する面積として政令で定めるところにより計算した面積を四百平方メートルから控除した面積)以下の部分

ロ 建物(当該事業の用に供されている建物として政令で定めるものに限る。)第七十条の六の八第二項第一号ロに定める資産

ハ 減価償却資産(所得税法第二十条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいい、ロに掲げるものを除く。)第七十条の六の八第二項第一号ハに定める資産

ニ 特例事業相続人等 被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特例事業用資産の取得をした個人で、次に掲げる要件(当該被相続人が六十歳未満で死亡した場合には、ロに掲げる要件を除く)の全てを満たす者をいう。

イ 当該個人が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であつて特例円滑化法認定を受けていること。

ロ 当該個人が、当該相続の開始の直前において当該特例事業用資産に係る事業(当該事業に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む)に従事していたこと。

ハ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日。二において同じ)までの間に当該特例事業用資産に係る事業を引き継ぎ、当該提出期限まで引き続き当該特例事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。

二 当該個人が、当該相続に係る相続税の申告書の提出期限において、所得税法第二百二十九条の規定により当該特例事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び同法第四百三十三条の承認(同法第四百七条の規定により当該承認があつたものとみなされる場合)の承認を含む)を受けていること又は当該承認を受ける見込みであること。

ホ 当該個人の当該特例事業用資産に係る事業が、当該相続の開始の時において、資産保有型事業、資産運用型事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと。

ハ 当該個人に係る被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が、第六十九条の四第三項第一号に規定する特例事業用宅地等について同条第一項の規定の適用を受けていないこと。

ト 当該個人が、被相続人の事業を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

三 納税猶予分の相続税額 前項の規定の適用に係る特例事業用資産の価額を同項の特例事業相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例事業相続人等の相続税の額をいう。

四 資産保有型事業 第七十条の六の八第二項第四号に定める事業をいう。

五 資産運用型事業 第七十条の六の八第二項第五号に定める事業をいう。

3 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等、同項の特例事業用資産又は当該特例事業用資産に係る事業について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該特例事業相続人等が当該事業を廃止した場合又は当該特例事業相続人等について破産手続開始の決定があつた場合、その事業を廃止した日又はその決定があつた日

二 当該事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなつた場合、その該当することとなつた日

平成29年新規就農者実態調査結果の概要

【平成30年8月28日公表】

1 調査方法

平成29年1月1日から同年12月31日までの間における道内の新規就農者の実態を把握するため、各（総合）振興局が市町村、農業委員会等の協力を得ながら調査したものを道農政部農業経営課が取りまとめた。

2 調査結果概要

(1) 新規就農者数【表1】

- 29年における道内の新規就農者総数は569人となった。これまで概ね600人程度で推移していたが、ここ3年は600人を下回っている。

(2) 就農者別の内訳【表1】

- 新規就農者全体のうち新規学卒者が3割強、Uターン就農者が4割強、新規参入者が2割強となっている。
- 24年度に始まった農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の活用などにより、近年、新規参入者数は120人程度で推移している。

(3) 振興局別の内訳【表2】

- 新規就農者全体では、空知（97人）、十勝（97人）、上川（91人）、オホーツク（73人）が多く、4振興局で全体の6割強を占める。
- 新規参入者は日高（19人）、上川（18人）、石狩（17人）、後志（17人）が多くなっている。

【表2】 総合振興局及び振興局別内訳

区 分		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
合計	H29	97	46	37	22	26	17	12	91	8	9	73	97	20	14	569
	H28	82	44	30	14	31	16	8	86	7	26	76	93	22	31	566
	増減	15	2	7	8	▲5	1	4	5	1	▲17	▲3	4	▲2	▲17	3
新規学卒	H29	33	10	10	6	3	2	3	22	4	2	36	49	8	5	193
	H28	22	9	5	3	3	1	1	26	2	10	44	39	10	6	181
	増減	11	1	5	3	0	1	2	▲4	2	▲8	▲8	10	▲2	▲1	12
Uターン	H29	54	19	10	12	4	5	7	51	1	4	32	41	5	6	251
	H28	52	23	9	6	8	9	6	51	4	10	26	42	6	16	268
	増減	2	▲4	1	6	▲4	▲4	1	0	▲3	▲6	6	▲1	▲1	▲10	▲17
新規参入	H29	10	17	17	4	19	10	2	18	3	3	5	7	7	3	125
	H28	8	12	16	5	20	6	1	9	1	6	6	12	6	9	117
	増減	2	5	1	▲1	▲1	4	1	9	2	▲3	▲1	▲5	1	▲6	8

【表1】 新規就農者数の推移

(単位：人、割合：%)

年次	新規就農者数				合計
	新規学卒就農者	Uターン就農者	新規参入者	うち農家出身	
H20	276	257	66	3	599
H21	245	299	67	6	611
H22	302	337	61	4	700
H23	309	290	79	9	678
H24	223	312	91	8	626
H25	230	285	88	14	603
H26	204	283	125	21	612
H27	189	274	126	21	589
H28	181	268	117	27	566
H29	193	251	125	15	569
割合	33.9	44.1	22.0	-	100.0

(各年の数値には、過年度の未報告分を含んでいる場合がある。)

《新規就農者の区分》

- ・新規学卒就農者：農家出身者で学校を卒業後直ちに、又は、卒業後に研修を経て就農した者
- ・Uターン就農者：農家出身者で他産業に従事した後、就農した者
- ・新規参入者：自ら農地を取得するなどして、新たに就農した者

(4) 経営形態別の内訳【表3】【表4】

- 経営形態別には、畑作が全体の3割強で最も多く、次いで稲作3割弱、野菜が2割弱となっており、この3形態で全体の8割弱を占める。
- 新規参入者は、初期投資が少なく済むことから、特に野菜による就農が近年増加傾向にあり、最も多い就農形態となっている。一方、稲作や畑作は、農家出身者（新規学卒、Uターン）による就農が主体となっている。

【表3】経営形態別新規就農者数

(上段：人、下段：対合計%)

区 分	稲作	畑作	野菜	果樹	花き	酪農	肉牛	養鶏	養豚	軽種馬	その他	不明	合計
H29	159	178	103	3	9	86	24	1	1	1	4	0	569
	27.9	31.3	18.1	0.5	1.6	15.1	4.2	0.2	0.2	0.2	0.7	0.0	100.0
新規学卒	56	83	16	0	0	30	8	0	0	0	0	0	193
	29.0	43.0	8.3	0.0	0.0	15.5	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
Uターン	101	74	27	0	3	34	11	0	1	0	0	0	251
	40.2	29.5	10.8	0.0	1.2	13.5	4.4	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	100.0
新規参入	2	21	60	3	6	22	5	1	0	1	4	0	125
	1.6	16.8	48.0	2.4	4.8	17.6	4.0	0.8	0.0	0.8	3.2	0.0	100.0
H28	142	171	91	7	3	131	18	0	0	1	2	0	566
	25.1	30.2	16.1	1.2	0.5	23.1	3.2	0.0	0.0	0.2	0.4	0.0	100.0

【表4】経営形態別新規参入者数

(上段：人、下段：%)

区 分	稲作	畑作	野菜	果樹	花き	酪農	肉牛	養鶏	養豚	軽種馬	その他	不明	合計
累計 (S45~H29)	96	232	713	131	120	672	113	24	23	39	90	3	2,256
	4.3	10.3	31.6	5.8	5.3	29.8	5.0	1.1	1.0	1.7	4.0	0.1	100.0
直近5年間 (H25~H29)	29	75	293	28	14	104	19	5	1	3	10	0	581
	5.0	12.9	50.4	4.8	2.4	17.9	3.3	0.9	0.2	0.5	1.7	0.0	100.0

(5) 就農時年齢別の内訳【表5】【表6】

- Uターン就農者は、40歳未満が8割半ば、30歳未満が4割半ばを占めており、若い年齢層が中心となっている。
- 新規参入者は、40歳未満が5割強で、近年は、30歳未満の割合が減る一方、40歳台が増加傾向にあり、約3割を占めるようになっている。

【表5】 就農時年齢別のUターン就農者数

(上段：人、下段%)

区分	34歳以下		35～39	40～45	46歳以上	不明
	29歳以下					
累計 5,702人	4,817 84.5		516 9.0	253 4.4	91 1.6	25 0.4
近5年 1,367人	1,014 74.2	722 52.8	180 13.2	116 8.5	51 3.7	6 0.4
H29 251人	178 70.9	115 45.8	36 14.3	24 9.6	11 4.4	2 0.8

※累計はH6～H29の合計(近5年はH25～H29の合計)

【表6】 就農時年齢別の新規参入者数

(上段：人、下段%)

区分	29歳以下	30代	40代	50代	60歳以上	不明
累計 2,256人	519 23.0	955 42.3	458 20.3	208 9.2	73 3.2	43 1.9
近5年 590人	93 15.8	265 44.9	151 25.6	37 6.3	15 2.5	29 4.9
H29 125人	18 14.4	48 38.4	37 29.6	7 5.6	1 0.8	14 11.2

※累計はS45～H29の合計(近5年はH25～H29の合計)

(6) 新規参入者の出身地別の内訳【表7】

- 地域別では、道内出身者が全体の5割強を占め、近年、その割合は高まっている傾向にある。道外からの就農者は、関東の出身者が多い。

【表7】 新規参入者の出身地別内訳

(上段：人、下段%)

区分	北海道	東北	北陸	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	海外	不明	合計
累計	1,125 49.9	73 3.2	28 1.2	429 19.0	112 5.0	254 11.3	46 2.0	21 0.9	67 3.0	8 0.4	93 4.1	2,256 100.0
近5年	350 59.3	25 4.2	4 0.7	83 14.1	19 3.2	44 7.5	12 2.0	7 1.2	9 1.5	1 0.2	36 6.1	590 100.0
H29	67 53.6	1 0.8	3 2.4	16 12.8	2 1.6	13 10.4	2 1.6	2 1.6	3 2.4	0 0.0	16 12.8	125 100.0

※累計はS45～H29の合計

(7) 新規参入者の投資額及び経営面積【表8】【表9】

- 新規参入者が就農に要した初期投資額は、500万円以下が3割弱と最も多くなっている。
- 経営形態別には、畑作、野菜、果樹では500万円以下が最も多く、酪農では1億円以上が最も多くなっている。
- 経営面積については、野菜、果樹で小さく、酪農で大きい傾向にある。

【表8】 新規参入者の投資額

(上段：人、下段%)

	500万円以下	500万円～1000万円	1000万円～3000万円	3000万円～5000万円	5000万円～7000万円	7000万円～10000万円	10000万円以上	不明	合計件数
稲作	1 50.0	1 50.0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0.0	2
畑作	8 38.1	2 9.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.8	0 0.0	10 47.6	21
野菜	19 31.7	10 16.7	9 15.0	2 3.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	20 33.3	60
果樹	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3
花き	2 33.3	0 0.0	2 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 33.3	6
酪農	0 0.0	0 0.0	2 9.1	5 22.7	1 4.5	3 13.6	9 40.9	2 9.1	22
肉牛	0 0.0	0 0.0	3 60.0	0 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	5
養鶏	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1
軽種馬	0 0.0	1 100.0	0 0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0	0 0.0	1
その他	2 50.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4
合計	34 27.2	15 12.0	17 13.6	9 7.2	1 0.8	4 3.2	9 7.2	36 28.8	125

【表9】 新規参入者の経営面積

(上段：人、下段%)

	1ha以下	1.1ha～5.0ha	5.1ha～10.0ha	10.1ha～30.0ha	30.1ha～50.0ha	50.1ha～100.0ha	100.1ha以上	不明	合計件数
稲作	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2
畑作	0 0.0	15 71.4	2 9.5	4 18.2	0 0.0	1 4.8	1 4.8	1 4.8	21
野菜	24 40.0	30 50.0	0 0.0	2 3.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 6.7	60
果樹	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3
花き	2 33.3	2 33.3	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6
酪農	0 0.0	0 0.0	1 4.5	0 0.0	10 45.5	9 40.9	1 4.5	1 4.5	22
肉牛	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 60.0	5
養鶏	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1
軽種馬	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1
その他	2 50.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4
合計	32 25.6	52 41.6	4 3.2	6 4.8	10 8.0	10 8.0	2 1.6	9 7.2	125

3 その他

(1) (公財) 北海道農業公社による就農促進活動状況

ア 就農相談活動【表 10】

- (公財) 北海道農業公社への29年度の相談人数は575人(対前年比95.0%)となっている。近年は女性の相談割合が高まっている。

【表10】(公財)北海道農業公社への相談状況

(単位：人)

年度	新規就農相談				農業体験実習相談				無料職業紹介 (H21開始)				計			
	道内	道外	計	うち女性	道内	道外	計	うち女性	道内	道外	計	うち女性	道内	道外	計	うち女性
15~21	1,915	2,888	4,803	809	403	1,178	1,581	667	4	0	4	0	2,322	4,066	6,388	1,476
22	384	359	743	129	39	53	92	19	54	29	83	11	477	441	918	159
23	294	420	714	122	47	47	94	30	41	26	67	9	382	493	875	161
24	274	356	630	107	27	32	59	25	35	21	56	7	336	409	745	139
25	253	301	554	120	35	63	98	33	29	19	48	8	317	383	700	161
26	288	327	615	123	34	38	72	24	4	4	8	2	326	369	695	149
27	245	285	530	103	16	45	61	23	12	8	20	3	273	338	611	129
28	233	282	515	120	29	29	58	25	9	23	32	8	271	334	605	153
29	236	266	502	127	17	38	55	22	10	8	18	3	263	312	575	152

資料：(公財)北海道農業公社調べ

(注)H26年度より無料職業紹介者数のカウント方法を、法人相談者数から法人紹介者数へと変更した。

イ ホームページアクセス件数【表 11】

- (公財) 北海道農業公社の29年度のホームページのアクセス件数は、14万8,049件(対前年比115.8%)となっている。

【表11】(公財)北海道農業公社のHPアクセス数

(単位：件)

年度	アクセス数	年度	アクセス数
20	211,141	25	132,891
21	220,718	26	172,037
22	171,313	27	112,148
23	125,212	28	127,879
24	151,282	29	148,049

※HP開設：平成11年

(2) 農業次世代人材投資資金の交付状況【表 12】

- 29年度の農業次世代人材投資資金は、準備型で237人、経営開始型で617人、合計854人が交付を受けた。
- 交付対象者は非農家出身者の割合が高く、準備型で8割弱、経営開始型で約7割となっている。

【表12】農業次世代人材投資資金の交付状況

(単位：人、%)

年度	準備型								
	学生			社会人			計		
	非農家出身	農家出身	計	非農家出身	農家出身	計	非農家出身	農家出身	計
25	19 46.3	22 53.7	41 100.0	134 89.9	15 10.1	149 100.0	153 80.5	37 19.5	190 100.0
26	14 26.4	39 73.6	53 100.0	121 84.6	22 15.4	143 100.0	135 68.9	61 31.1	196 100.0
27	12 20.3	47 79.7	59 100.0	124 88.6	16 11.4	140 100.0	136 68.3	63 31.7	199 100.0
28	18 26.9	49 73.1	67 100.0	149 94.3	9 5.7	158 100.0	167 74.2	58 25.8	225 100.0
29	27 36.0	48 64.0	75 100.0	158 97.5	4 2.5	162 100.0	185 78.1	52 21.9	237 100.0

年度	経営開始型			合計
	非農家出身	農家出身	計	
25	244 61.5	153 38.5	397 100.0	587
26	312 63.9	176 36.1	488 100.0	684
26補	227 63.8	129 36.2	356 100.0	356
27 (27補含)	262 63.4	151 36.6	413 100.0	612
28	403 66.7	201 33.3	604 100.0	829
29	434 70.3	183 29.7	617 100.0	854

※準備型は(公財)北海道農業公社から、経営開始型は各市町村から交付されている。

問い合わせ先：農政部農業経営課担い手育成グループ

(内線 27-356, 27-368)

北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興に向けた取組のロードマップ

区分	種類	取組	H30年度			H31年度(5月以降R元年度)									事業完了予定	進捗状況等(R元.7.31現在)	所管部等							
			10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9				10	11	12	1	2	3	
(3) 地域産業の持続的な振興	ア	農林水産業の産業基盤の強化	災害復旧事業(農地・農業用施設)(事業主体:北海道・市町・土地改良区)																			R3.3	【事業の進捗状況】 ○災害査定(H30.10~H31.1) → 192件終了 ○復旧工事(H30.12~R3.3) → 対象181件 (完了40件、着手132件、着手予定9件)	農政部
			①農地・農業用施設等の復旧 ・「農地・農業用施設災害復旧事業」等[国]を活用 ・来年度の用水確保、農地や用水路等に堆積した土砂の撤去など、計画的に取り組む (被害状況) ・農地 161箇所 56億円 ・農業用施設 137箇所 36億円 ・農村生活環境施設 3箇所 3億円 うち災害復旧事業活用箇所数 ・農地 99箇所 ・農業用施設 80箇所 ・農村生活環境施設 2箇所	災害査定	復旧工事															復旧工事				
	アウ	②営農施設・農協等施設被害への対応 ・「被災農業者向け経営体育成支援事業」[国]を活用し、被災した農業施設等の復旧のため、市町村が支援する経費に対して補助 (事業主体:市町村) ・対象経費:農業用施設・機械の復旧経費 ・負担割合: (通常)国 5/10、農業者 5/10 (上置)国 5/10、道・市町村 各2/10、農業者 1/10 ※負担区分は、農業者の農業共済への加入状況等により変動する場合がある。 ※上置~復旧費用6百万円以上かつ農業収入の3割以上の被災農業者	被災農業者向け経営体育成支援事業(事業主体:市町村)																			R2.3	【その他(特記事項)】 ○関係部で構成する庁内連絡調整会議の下、農地、林地、道路、河川の復旧事業などを調整し、計画的に事業を実施	農政部
			被災状況の確認	国の事業を活用した再建・修繕															再建・修繕					
	ウ	「農業共同利用施設災害復旧事業」[国]を活用し、農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧に要する経費に対して支援 (事業主体:農業協同組合) ・対象施設:乾燥調製施設、貯蔵施設等 ・補助率:(40万円まで)国 4/10 (40万円超)国 9/10 ※告示地域に指定された場合	農業共同利用施設災害復旧事業(事業主体:農業協同組合)																			R元.7完了	【事業の進捗状況】 ○「被災農業者向け経営体育成支援事業」 ・営農施設、機械の交付決定が了。復旧中 ○「農業共同利用施設災害復旧事業」 ・青果物集出荷予冷貯蔵施設 1件(R1.7月竣工) ・交付決定が了 ○「強い農業づくり事業」 ・集出荷貯蔵施設、乾燥調製貯蔵施設 2件 ・交付決定が了。復旧中	農政部
			被災状況の確認	国の事業を活用した再建・修繕															再建・修繕					
	ウ	「強い農業づくり事業」[国]を活用し、農業協同組合等が所有する施設の整備等に対して支援 (事業主体:市町村・農業協同組合) ・事業内容:集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設整備 ・補助率:国 1/2 (被害状況) ・営農施設 2,201件 23億円 ・農協等施設 51件 31億円 ・その他(畜産物等) 30億円	強い農業づくり事業(事業主体:市町村・農業協同組合)																			R2.3		
			被災状況の確認	国の事業を活用した再建・修繕															再建・修繕					